

委託業務等に関する質問事項回答

令和8年8月12日現在
徳島市環境部環境政策課

【令和8年7月17日～令和8年8月4日提出分】

	資料名	質問内容	回 答
1	委託仕様書 一般仕様書 第3条	「受注者は業務の公共的使命及び社会的重要性を十分に認識して、本施設の運転管理を円滑に行うとともに、本施設の機能を十分に発揮させるよう安全に配慮し・・・」とあります。業務中に事故が発生すると焼却炉の運転が滞るだけでなく、公共的使命や社会的重要性に支障をきたす恐れがあります。 安全を最優先に業務を履行することで公共的使命及び社会的重要性を十分に認識して、本施設の運転管理を円滑できると考えます。	本施設の運転管理における安全の見解については、お見込みのとおりです。
2	委託仕様書 一般仕様書 第6条 2(1)①	「管理監督者として従事した経験を1年以上有すること。」とありますが、管理監督者とは、本条にあります業務責任者等である班長以上との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	委託仕様書 一般仕様書 第16条	「発注者又は受注者は・・・賃金水準の変動により委託料が不適切となったと認められるときは相手方に対して委託料の変更を請求することができる。」とありますが、賃金水準の指標が記載されていません。 日本国内における賃金水準を図る指標として、公益社団法人全国都市清掃会議発行の『廃棄物処理施設維持管理業務積算要領』にて人件費の積算根拠として採用されています、国土交通省通知の「建築保全業務労務単価」の推移を参照することをご提案いたします。	賃金水準の指標については、契約締結後、相手方と協議のうえ定めていきます。 賃金水準の変動に伴う委託料変更は、令和10年度以降が対象となります。
4	その他	本業務の業務委託契約書(案)をご公表いただきたくお願いいたします。	現時点の契約書(案)は別紙を参照してください。今後修正される場合があります。